長人

生まれ変わった

加芸

共消

令和2年9月から

①復旧費用特約



②付保割合追加特約



共済金が少ない という方の不満を 解決!!

この2つの特約を付けることで、施設設置時(再建築価額)で補償を 受けることができます。(被覆材を除く)

③少額補償 (小損害不填補基準額の拡充)

損害額が1万円を超えたら補償を 受けることができます。

NE	小損害不填補の基準額	
	①損害額 1万円以上	①損害額 20万円以上
	②損害額 3万円以上	①損害額 50万円以上
	③損害額 10万円以上	①損害額 100万円以上

詳しくは、東京都農業共済組合(NOSAI東京)まで、お問い合わせください。

Tel: 042-381-7111 Fax: 042-384-9196 E-mail: info@nosai-tokyo.jp